

下水道法・八尾市下水道条例に基づく
特定施設等の届出のしおり

令和6年4月

八尾市下水道部下水道管理課

— はじめに —

公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。しかし、工場や事業場から有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり、下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。この手引きは、特定事業場及びその他の工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な届出内容や水質基準などについて、分かりやすく説明したものです。

— 目 次 —

I. 届出の概要

1. 届出が必要な事業場等	1
2. 特定施設、除害施設	1
3. 届出の要件、必要書類	1
4. 届出に際しての注意事項	3
5. 申請者の遵守事項	4

II. 作成要領

1. 届出をする場合に必要書類	4
2. 提出部数	5
3. 申請・届出の時期	5
4. 届出書の記載事項(記入例)	6
参考資料①(特定施設・届出施設一覧表)	32
参考資料②(八尾市下水道排除基準)	42

(注意)

このしおりでは下水道法を「法」、八尾市下水道条例を「条例」と呼んでいます。

I. 届出の概要

1. 届出が必要な事業場等

継続して下水を排除して公共下水道を使用する工場・事業場等で、2で述べる特定施設や除害施設を設置等している又はしようとする場合は届出が必要となります。

なお、公共下水道区域内であっても、汚水（処理水含む）や雨水の一部を公共用水域に排出している又は排出しようとする工場・事業場は水質汚濁関係法令の申請・届出の必要があります。

2. 特定施設、除害施設

(1) 特定施設

特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で「水質汚濁防止法施行令別表第1」に掲げられているものやダイオキシン類を発生し、これを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2」に掲げられているものをいいます。

また、特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場といいます。

(2) 除害施設

法第12条第1項及び第12条の11に規定する下水による障害を除去するための施設をいいます。下水道の除害施設設置基準に適合しない下水を継続して排除する場合は、除害施設を設置して、基準値を遵守する必要があります。

3. 届出の要件、必要書類

(1) 公共下水道使用開始（変更）の届出（法第11条の2）

下記の条件に該当し、下水道を使用しようとする場合は、あらかじめ届出をする必要があります。また、排水量や水質を変更しようとするときも同様とします。

- ① 排除する汚水の量が最も多い日で、1日50m³以上ある場合又は汚水の量に関係なく「公共下水道使用開始（変更）届を要する水質」に該当する水質の下水を継続して排除する場合。

○ 「様式第4」による「公共下水道使用開始（変更）届」

- ② 水量、水質が①に該当しない特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合。

○ 「様式第5」による「公共下水道使用開始届」

(2) 特定施設の設置等に関する届出

特定施設の設置等に関する届出には、次のようなものがあります。

	届出書類・根拠条文	届出を必要とする場合	届出の期間	様式
1	特定施設設置届 (法第12条の3第1項)	特定施設を設置しようとする場合	設置の60日前まで	様式第6
2	特定施設使用届出書 (法第12条の3第2項)	ある施設が新しく特定施設となった際、現にその施設を設置(設置工事をしている場合を含む)している場合	特定施設になった日から30日以内	様式第7
3	特定施設使用届出書 (法第12条の3第3項)	特定施設を設置している工場が公共下水道を使用することになったとき	使用開始より30日以内	様式第7
4	特定施設の構造等変更届出書 (法第12条の4)	上記の届出を行った特定施設の構造、使用の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする場合	変更の60日前まで	様式第8
5	氏名変更等届出書 (法第12条の7)	上記1～3の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地を変更した場合	変更した日から30日以内	様式第10
6	特定施設使用廃止届出書 (法第12条の7)	上記1～3の届出を行った特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	様式第11
7	承継届出書 (法第12条の8)	上記1～3の届出を行った特定施設を届出た者から譲り受け、借り受け、相続、合併によって承継した場合	承継した日から30日以内	様式第12

(3) 除害施設の設置等に関する届出

特定事業場(「下水の排除の制限による規制」に係わるものを除く)と特定施設を設置していない工場や事業場の事業主等が除害施設を設置する場合の届出には、次のようなものがあります。

	届出書類・根拠条文	届出を必要とする場合	届出の期間	様式
1	除害施設新設(増築・改築)届 (条例第10条の4第1項)	除害施設の新設等を行おうとする場合	工事着手の1月前まで	第4号様式の2
2	除害施設新設(増築・改築)工事完了届 (条例第10条の4第2項)	除害施設の新設等の工事を完了したとき	完了した日から5日以内	第4号様式の3
3	除害施設管理責任者選任届 (条例第10条の5第2項)	除害施設管理責任者を選任したとき	選任した日から7日以内	第4号様式の4

(4) 添付書類等

届出の種類		別紙 1	別紙 2	別紙 2 2	別紙 3	別紙 4	添付図面・資料等
特定施設関係	特定施設設置届	○	○	○	○	○	Ⅱ 作成要領参照
	特定施設使用届	○	○	○	○	○	Ⅱ 作成要領参照
	特定施設の構造等変更届	△	△	△	△	△	Ⅱ 作成要領参照
	氏名変更等届	—	—	—	—	—	
	特定施設使用廃止届	—	—	—	—	—	特定施設等の配置図
	承継届	—	—	—	—	—	特定施設等の配置図
除害施設関係	除害施設新設（増築・改築）届	—	○	○	○	○	
	除害施設新設（増築・改築）工事完了届	—	—	—	—	—	
	除害施設管理責任者選任届	—	—	—	—	—	

注(1) △については、必要な場合のみ添付すること。

(2) 構造等変更届は、変更にかかる別紙のみを提出して下さい。

(3) 除害施設関係の届出にかかる添付図面・資料等は概ね特定施設関係と同様ですが、一部異なります。

4. 届出に際しての注意事項

(1) 申請者について

申請者は、当該工場・事業場の代表権を有する者に限られており、代表取締役等がそれにあたります。代表権を有しない工場長等に当該工場・事業場の申請の権限を委任する場合はその都度委任状の添付が必要です。

(2) 工事の実施の制限及び解除等について（法第12条の6）

特定施設の設置又は構造等変更の届出をした場合は、届出書の記載要件等が満たされ、受理された日（受理書に記載されている日）から60日を経過した後でなければ工事に着手できません。

しかし、届出内容の審査の結果、排出基準に適合している等適当と認めるときは、受理書の発行日をもって工事の実施の制限が解除され、発行日以降工事に着手できます。（実施の制限の短縮ができます）。

(3) 計画変更命令等（法第12条の5）

下水道法に基づく特定施設の設置又は構造等の変更をした場合において、届出の内容が排除基準に適合しないと認めるときは、計画の変更（廃止を含む。）を届出者に命じることがあります。

5. 申請者の遵守事項

(1) 特定事業場からの排除の制限（法第12条の2、条例第10条）

排除基準値に適合しない下水を排除した場合は、行政措置（改善命令等）を待たずに直ちに処罰の対象となることがありますので、十分ご注意ください。（直罰規定；6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(2) 除害施設の設置（法第12条、法第12条の11、条例第10条の2、条例第10条の3）

公共下水道の使用者で、基準に適合しない下水を継続して排除する場合は、除害施設の設置等を行わなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わないと処罰されます。（法第46条）

また、この規定に違反している場合は、過料を科すことがあります。（条例第24条）

(3) 水質の測定義務（法第12条の12）

排除基準を遵守するためには、排水口における排水の汚染状態の測定及び汚水処理施設の維持管理を十分行う必要があります。このため、特定施設の設置者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、5年間保存しておかなければなりません。

なお、八尾市では事業者がこのようにして測定した水質測定結果等について、定期的な市への報告をお願いしています。（維持管理報告書）

(4) 報告の徴収（法第39条の2）

特定施設の設置者は、下水道を適正に管理するために必要な限度において、市から報告を求められた場合、報告する義務があります。

(5) 事故時の措置（法第12条の9）

特定事業場は有害物質、生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した時は、速やかに応急処置を講ずるとともに、本市に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

なお、応急措置を講じていないときは、応急措置を講じるよう命じることがあります。

II. 作成要領

1. 届出をする場合に必要書類

下水道法、市条例の届出をする場合、届出書とこれに対応した別紙（1～4）及び添付図面等が必要です。届出別紙様式及び添付図面等については、届出にあたり必要と考えられるものをあげています。

なお、特定施設の構造等の変更届出をする場合、別紙1～4については、原則として、変更部分のみの書類を提出して下さい。ただし、変更部分とは、施設の構造等の変更に伴い、変化する部分を含みます。（詳細について当課までお問い合わせ下さい。）

○提出書類・記載内容一覧（特定施設関係の場合）

	書類の名称	記 載 内 容
届 出 書	届 出 書	・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地 ・特定施設の種類
	別紙 1	・特定施設の構造及び使用の方法
	別紙 2	・汚水等の処理の方法
	別紙 2－2	・処理施設の概要 ・処理前後の水量及び水質
	別紙 3	・下水の量及び水質
	別紙 4	・用水及び排水の系統
添 付 書 類	別図①	・工場又は事業場の周辺の見取り図
	別図②	・工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図 ・特定施設、汚水処理施設、主要機械、装置の配置図 ・特定施設から汚水等の処理施設に至る導水経路 ・用水及び排水の導水経路
	別図③	・特定施設を含む操業系統図 ・汚水等の処理系統図 ・用水及び排水の系統図
	別図④	・特定施設の構造概要図、仕様書等
	別図⑤	・汚水等の処理施設の構造概要図、仕様書等
	既設施設一覧表	・設置届、構造等変更届で、当該届出で変更のない既設の特定施設の一覧
	濃厚廃液調査表	・汚泥や廃液として排出される濃厚廃液に含有する有害物質や処分方法等

※添付図面の別図①～⑤の記載内容の分け方は、この冊子の記載例に合わせた例示であり、内容が具備されていれば様式は問いません。

※この一覧は主に特定施設関係の届出の場合であり、除害施設に関する届出については多少異なります。

2. 提出部数

適用法令により提出部数が異なります。下記表により提出部数をお確かめの上、当課へ提出して下さい。

対 象 法 令	提出部数
下水道法（特定施設関係）	3 部
市条例（除害施設関係）	2 部

3. 申請・届出の時期

届出の時期については、適用法令、申請・届出要件によって異なります。I. 3の「申請・届出の要件、必要書類」を参考にして下さい。

4. 届出書の記載事項（記入例）

届出書の具体的な記載例を、以下に記載していますので参照しながら書類を作成して下さい。

【記載例の届出ケース】

特定施設に該当する「酸又はアルカリによる表面処理施設（法65）」2基を有して金属製品の表面処理を行っている特定事業場（下水道法対象で届出済み）が、高品質加工をするため、工程を下記のとおり変更する場合

①電気めっき施設1基の新設（法66号）

→ 法第12条の3第1項の特定施設の設置届

②既設の酸又はアルカリによる表面処理施設（法65号）を2基から1基に変更するとともに操業系統を変更

→ 法第12条の4の特定施設の構造等変更届・法第12条の7の特定施設の廃止届（記載例なし）

※ただし、減少した水量を電気めっき工程に充当するため、事業場全体の排水量は変更なく、又、水質についても既存の処理施設で対応できるので、処理後の水質についても変更はない。

特 定 施 設 設 置 届 出 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

八 尾 市 長 殿

住 所 ○○市○○町○丁目○番○号

申請者

大阪株式会社

氏 名 代表取締役 大阪太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	大阪株式会社 八尾工場 (電話番号○○○-○○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	八尾市○○町○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	66号 電気めっき施設	※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり。		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造等変更届出書

○年 ○月 ○日

八尾市長 殿

住 所 ○○市○○町○丁目○番○号

申請者

大阪株式会社

氏 名 代表取締役 大阪太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下水道法第12条の4（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	大阪株式会社 八尾工場 (電話番号○○○-○○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	八尾市○○町○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設	※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△ 汚水等の処理の方法	別紙のとおり。		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造及び使用の方法

設置・変更の前後	{設置・変更} 前	{設置・変更} 後
特定施設名		電気めっき施設
特定施設の種別		66号
事業場内の施設番号		(特3)
型式		××社製 連続式
構造		鉄鋼製 FRPライニング
主要寸法	別図 のとおり	別図 ⑤-1 のとおり
能力	別図 のとおり	金属部品1000個/日 別図 のとおり
特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置	別図 のとおり	別図 ②' のとおり
着工(予定)年月日	平成 年 月 日	平成〇年 〇月 〇日
完成(予定)年月日	平成 年 月 日	平成〇年 〇月 〇日
使用開始(予定)年月日	平成 年 月 日	平成〇年 〇月 〇日
設置場所	別図 のとおり	別図 ②' のとおり
操業の系統	別図 のとおり	別図 ③' のとおり
特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9時から 17時まで 連続(時間ごと)8時間/日
使用の季節的変動の概要		なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		金属部品1000個/日 薬品A 〇〇kg/日 薬品B 〇〇kg/日
使用時の水質及び汚水量	別図 のとおり	別図 のとおり
その他特定施設の構造及び使用の方法について参考となるべき事項		濃厚廃液は許可業者〇〇(株)にて 委託処理
備考		新設 1基

- 備考 1 構造、主要寸法及び能力の欄の記載については、詳細な図面を利用してその概要を明記すること。
 2 使用時の水質及び汚水量の欄の記載については、設置・変更前と設置・変更後を対比させ、別紙3(下水の量及び水質)を参考にして、別図によることとし、操業系統の図面とかねて記入してもよい。
 3 異なる特定施設が2以上ある場合は、別紙1と同様の様式を作成して記載すること。

特定施設の構造及び使用の方法

設置・変更の前後	{設置・変更} 前	{設置・変更} 後
特定施設名	酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の種別	65号	
事業場内の施設番号	(特2)	
型式	××社製 連続式AB型	
構造	鉄鋼製 ビニールライニング	
主要寸法	別図 ⑤-2 のとおり	別図 のとおり
能力	金属部品1000個/日 別図 のとおり	別図 のとおり
特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置	別図 ②' のとおり	別図 のとおり
着工(予定)年月日	平成〇年 〇月 〇日	平成 年 月 日
完成(予定)年月日	平成〇年 〇月 〇日	平成 年 月 日
使用開始(予定)年月日	平成〇年 〇月 〇日	平成 年 月 日
設置場所	別図 ② のとおり	別図 のとおり
操業の系統	別図 ③ のとおり	別図 のとおり
特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	9時から 17時まで 連続(時間ごと)8時間/日	
使用の季節的変動の概要	なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	金属部品1000個/日 薬品A 〇〇kg/日 薬品B 〇〇kg/日	
使用時の水質及び汚水量	別図 のとおり	別図 のとおり
その他特定施設の構造及び使用の方法について参考となるべき事項		
備考		廃止予定

- 備考 1 構造、主要寸法及び能力の欄の記載については、詳細な図面を利用してその概要を明記すること。
 2 使用時の水質及び汚水量の欄の記載については、設置・変更前と設置・変更後を対比させ、別紙3(下水の量及び水質)を参考にして、別図によることとし、操業系統の図面とかねて記入してもよい。
 3 異なる特定施設が2以上ある場合は、別紙1と同様の様式を作成して記載すること。

別紙 1 の記載方法

特定施設名	水濁法施行令別表 1 等に掲げる特定施設の名称を記載すること。
特定施設の種類	水濁法施行令別表 1 等に掲げる特定施設の号番号を記載すること。
事業場内の施設番号	複数の施設が存在する場合は、添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
型 式	施設の型等を記載すること。
構 造	施設の構成材料等を記載すること。
主 要 寸 法	施設の大きさを示すこと。（添付図面に記載すればよい）
能 力	原則として、1 施設を 1 日フルに稼働させた場合の能力を記載すること。
特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置	別図（工場内の建物等の配置図）において、主要機械又は主要装置の配置がわかるように記載すること。
着工（予定）年月日	設置届、又は変更届を提出する場合に、当該特定施設についてそれぞれの予定年月日を記載すること。
完成（予定）年月日	
使用開始（予定）年月日	
設置場所	別図（工場内の配置図）において、特定施設に印をする、又は色分けをする等の施設を区別すること。
操業の系統	施設を含む操業系統（フローシート）を記載すること。
特定施設の使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間	1 日のうち施設を使用する時間帯及び使用時間を記載すること。
使用の季節的変動の概要	施設の使用時間、使用方法に季節的変動がある場合は、その状況を記載すること。
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量	施設において使用する原料、薬品等（燃料を除く）の種類、使用方法、1 日の使用量を記載すること。 特に有害物質を含有する薬品については MSDS（製品安全データシート）を添付すること。
使用時の水質及び汚水量	施設から排出される汚水等の量について記載すること。
その他特定施設の構造及び使用の方法について参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該特定施設と同様の施設を同時に複数個設置（変更）する場合に、その施設数を記載すること。 ・当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合に、その物質名や使用量等を記載すること。

汚水等の処理の方法

変更の前後		{設置・変更}前	{設置・変更}後
汚水処理施設名		中和凝集沈殿ろ過式処理装置	同 左
汚水処理施設の設置場所		別図 ② のとおり	別図 ②' のとおり
着工（予定）年月日		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
完成（予定）年月日		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
使用開始（予定）年月日		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
汚水等の処理施設	種類	工程廃水処理施設	同 左
	型式	××社製 C型	同 左
	構造	鉄筋コンクリート製及び鉄板製	同 左
	主要寸法	別図 ④ のとおり	同 左
	能力	〇〇 m ³ /日	同 左
	処理の方式	凝集沈殿、ろ過、中和	同 左
汚水等の処理系統		別図 ④ のとおり	別図 ④ のとおり
汚水等の集水及び導水方法		別図 ② のとおり	別図 ②' のとおり
汚水等の処理施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9 時 ~ 17 時まで 連続（時間毎）8 時間/日	9 時 ~ 17 時まで 連続（時間毎）8 時間/日
使用の季節的変動の概要		特になし	同 左
汚水等の処理に要する消耗資材の1日当たりの用途別使用量		硫酸第1鉄〇kg/日、硫酸〇kg/日、 消石灰〇kg/日、NaOH〇kg/日	硫酸第1鉄〇kg/日、硫酸〇kg/日 高分子凝集剤〇kg/日、 消石灰〇kg/日、NaOH〇kg/日
処理前後の水質及び水量		別図 のとおり	別図 のとおり
残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理方法の概要		スラッジ△ t/月 許可業者〇〇(株)に委託	スラッジ〇 t/月 許可業者〇〇(株)に委託
公共下水道への排出の方法	排出口の位置	別図 ② のとおり	別図 ②' のとおり
	排出口の数	2 本	2 本
その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項			
備考			

- 備考 1 汚水等の集水及び導水方法の欄の記載については、別図によることとし、施設から汚水処理施設に至る導水経路並びに工場内の排水経路を明らかにすること。
- 2 処理前後の水質及び水量の欄の記載については、変更前と変更後を対比させ、別紙3（下水の量及び水質）を参考にして別図によることとし、汚水等の集水及び導水方法の欄の図面に記入してもよい。
- 3 公共下水道への排出方法の欄の排水口の位置の記載については、別図によることとし、別紙4の添付図面2に記入してもよい。

別紙2の記載方法

汚水処理施設名	汚水処理施設の名称を記載すること。	
処理施設の設置場所	別図○のとおり等記載すること。	
着工（予定）年月日	設置届、又は変更届を提出する場合に、当該特定施設についてそれぞれの予定年月日を記載すること。	
完成（予定）年月日		
使用開始（予定）年月日		
汚水等の処理施設	種類	処理施設の種類を記載すること。
	型式	処理施設の型式を記載すること。
	構造	施設の構成材料等を記載すること。
	主要寸法	施設の大きさを示すこと。
	能力	原則として、1日に処理できる排水量又は時間あたりに処理できる排水量を記載すること。
	処理の方式	処理の方式について、記載すること。
汚水等の処理系統	処理に関する工程をフローシートに記載すること。（水量・水質を系統毎に記載してもよい。）	
汚水等の集水及び導水方法	施設から汚水等の処理施設に至る経路等を記載すること。	
汚水等の処理施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	1日のうち、施設を使用する時間帯及び使用時間を記載すること。	
使用の季節的変動の概要	季節変動がある場合には、その状況を記載すること。	
汚水等の処理に要する消耗資材の1日当たりの用途別使用量	汚水等の処理に要する薬品等の1日当たりの使用料を、用途別に記載すること。	
処理前後の水質及び水量	処理前と処理後の水質の通常値及び最大値、並びに1日の汚水の通常量及び最大量を記載すること。	
残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理方法の概要	汚水等の処理によって生じる残さの1ヶ月の種類別生成量及びその処理方法を記載すること。	
公共下水道への排出の方法	排出口の位置は別図に記載すること。排出口の数は総数を記載すること。	
その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該処理施設の処理対象としている特定施設の施設番号等を記載すること。 ・残さの処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記載すること。 	

処 理 施 設 の 概 要

装置名	材質 (耐酸・耐溶剤加工)	有効容量 (能力)	主要寸法	滞留時間	備考
			縦×横×高さ(深さ)		(地下・地上)
原水槽	鉄筋コンクリート製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
凝集槽	鉄板製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
沈降分離槽	鉄板製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
1次処理水槽	鉄筋コンクリート製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
ろ過装置	鉄板製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	—	
中和槽	鉄筋コンクリート製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
放流槽	鉄筋コンクリート製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
汚泥濃縮槽	鉄板製	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	×時間	
脱水機	フィルタープレス	△△m ³	〇〇×〇〇×〇〇	—	

備考：主要な装置の構造、配置についての図面及び仕様書等を添付すること。

処 理 前 後 の 水 量 及 び 水 質

処理前の水量・水質 (処理系統別に記入)		水量 (m ³ /時)	水質 [単位はmg/l、ただし、pHを除く]							
処理系統	pH		SS	n-Hex (鉱油)	Cu					
酸・アルカリ系	最大	5	2~5	200	20	50				
	通常	4.5	3~5	100	15	30				
	最大									
	通常									
	最大									
	通常									
処理後の 水量・水質	最大	5	6~8	50	3	2				
	通常	4.5	7	30	2	0.5				

別紙 2 - 2 の記載方法

処理施設の概要

装置名	処理施設に係る装置の名称を記載すること。
材質	各装置の構成材料等を記載すること。
有効容量	槽の容量等を記載すること。
主要寸法	各装置の大きさを示すこと。
滞留時間	各装置における滞留時間を記載すること。
備考	地上・地下の別などの参考事項を記載すること。

処理前後の水量及び水質

処理系統	各排水を系統別で処理している場合、それらの系統名を記載すること。
水量	時間あたりにおける処理前・処理後の最大及び通常の水量を記載すること。
水質	処理前と処理後における最大及び通常の水質を記載すること。 水質は項目ごとに記載する。

下水の量及び水質

排水口ごとの水質及び水量		〔設置・変更〕前		〔設置・変更〕後		備考
排水口名	項目(単位)	通常	最大	通常	最大	
No. 1	排水量 (m ³ /日)	35	41	35	41	作業排水 雨水
	pH (mg/l)	7	6~8	7	6~8	
	SS (mg/l)	30	50	30	50	
	n-Hex (mg/l)	2	3	2	3	
	Cu (mg/l)	0.5	2	0.5	2	
	(/)					
	(/)					
No. 2	排水量 (m ³ /日)	2	2	2	2	生活排水
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
	(/)					
その他排出水の汚染状態及び量について参考となるべき事項						

備考 雨水専用以外の排水口が2以上ある場合は、総合欄を設けること。

別紙3の記載方法

排水口名	工場・事業場における排水口の名称又は番号を記載すること。（添付図面と同一番号、名称にすること。）
項目（単位）	排水口毎に対象となる物質・項目の名称・単位を記載すること。
排水口ごとの水質及び水量	排水口ごとの水質について通常量及び最大量を排水口毎に記載すること。なお、水質の項目は、規制項目のうち、当該事業場に関する項目とする。
備考	排水の性状を「作業排水」「生活排水」「雨水」等のように記載すること。

用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水の種類及び量	用水の種類	{設置・変更} 前の通常量	{設置・変更} 後の通常量
	上水道 (m ³ / 日)	32	32
	地下水 (m ³ / 日)		
	工業用水 (m ³ / 日)	5	5
	その他 () (m ³ / 日)		
	合計 (m ³ / 日)	37	37

排水の種類及び量	排水口名	{設置・変更} 前の通常量 (m ³ /日)				{設置・変更} 後の通常量 (m ³ /日)			
		作業排水	冷却水	その他	合計	作業排水	冷却水	その他	合計
	No.1	30	5		35	30	5		35
	No.2			2	2			2	2
	合計	30	5	2	37	30	5	2	37

用水及び排水の系統図	{設置・変更} 前	{設置・変更} 後
	別図 ③ のとおり	別図 ③' のとおり

- 備考 1 用水の用途別使用量(日量)は、系統図に記載すること。
 2 用水を循環再使用する場合は、用水の種類及び量の欄のその他に記載し、循環回数等詳細については系統図に記載すること。

添付図面

- 1 工場又は事業場の周辺の見取図
- 2 配置図、特定施設から污水处理施設に至る導水経路、用水及び排水の導水経路
- 3 特定施設の構造概要図
- 4 污水处理施設の構造概要図
- 5 特定施設を含む操業系統図、汚水の処理系統図
- 6 用水及び排水の系統図

別紙4の記載方法

用水の種類及び量	用水の用途別に用水の種類、1日あたりの使用量を記載すること。
排水の種類及び量	排水の通常量及び最大量を排水口毎に記載すること。なお、各排水口における排水を作業排水、冷却水及びその他に分けて記載し、合計値を記載すること。
用水及び排水の系統図	用水及び排水の系統を別図に記載すること。

参考 既設施設一覧表

特定施設の構造と使用の方法

工場又は事業場における施設番号	(特1)					
特定施設番号及び名称	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設					
型式、構造、主要寸法	××社製連続式AB型 鉄鋼製 ピニールライニング 縦10m×横5m×高さ3m					
能力	金属部品1000個/日					
配置	別図 ② のとおり		別図 のとおり		別図 のとおり	
使用開始年月日	平成〇年〇月〇日		年 月 日		年 月 日	
操業の系統	別図 ③ のとおり		別図 のとおり		別図 のとおり	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大
種類・項目	別表 のとおり		別表 のとおり		別表 のとおり	
汚水等の量(m ³ /日)						
その他参考となるべき事項	既設 1基					

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

既設施設一覧表の記載方法

工場又は事業場における施設番号	添付図面と対応するように工場内における番号を記載すること。
特定施設番号及び名称	水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設の号番号及び名称を記載すること。府条例適用時には、府条例施行規則別表第10に掲げる届出施設の号番号及び名称を記載すること。
型式、構造、主要寸法	施設の型式、構成材料等、大きさを記載すること。
能力	原則として、1施設を1日フル稼働させた場合の能力を記載すること。
配置	別図（工場内の建物等の配置図）において、主要機械又は主要装置の配置が分かるように記載すること。
使用開始年月日	その施設が使用された年月日を記載すること。
操業の系統	施設を含む操業系統（フローシート）を記載すること。
汚水等の汚染状態	施設から排出される汚水等の水質と水量の通常及び最大の値・量について記載すること。（施設ごとに排出される汚水の水質と水量が不明である場合は特に記載の必要なし）
種類・項目	
汚水等の量（m ³ /日）	
その他参考となるべき事項	複数の施設がある場合は、その施設数を記載すること。 製造・使用・処理している有害物質等について記載すること。 その他参考となる情報を記載すること。

濃 厚 廃 液 調 査 表

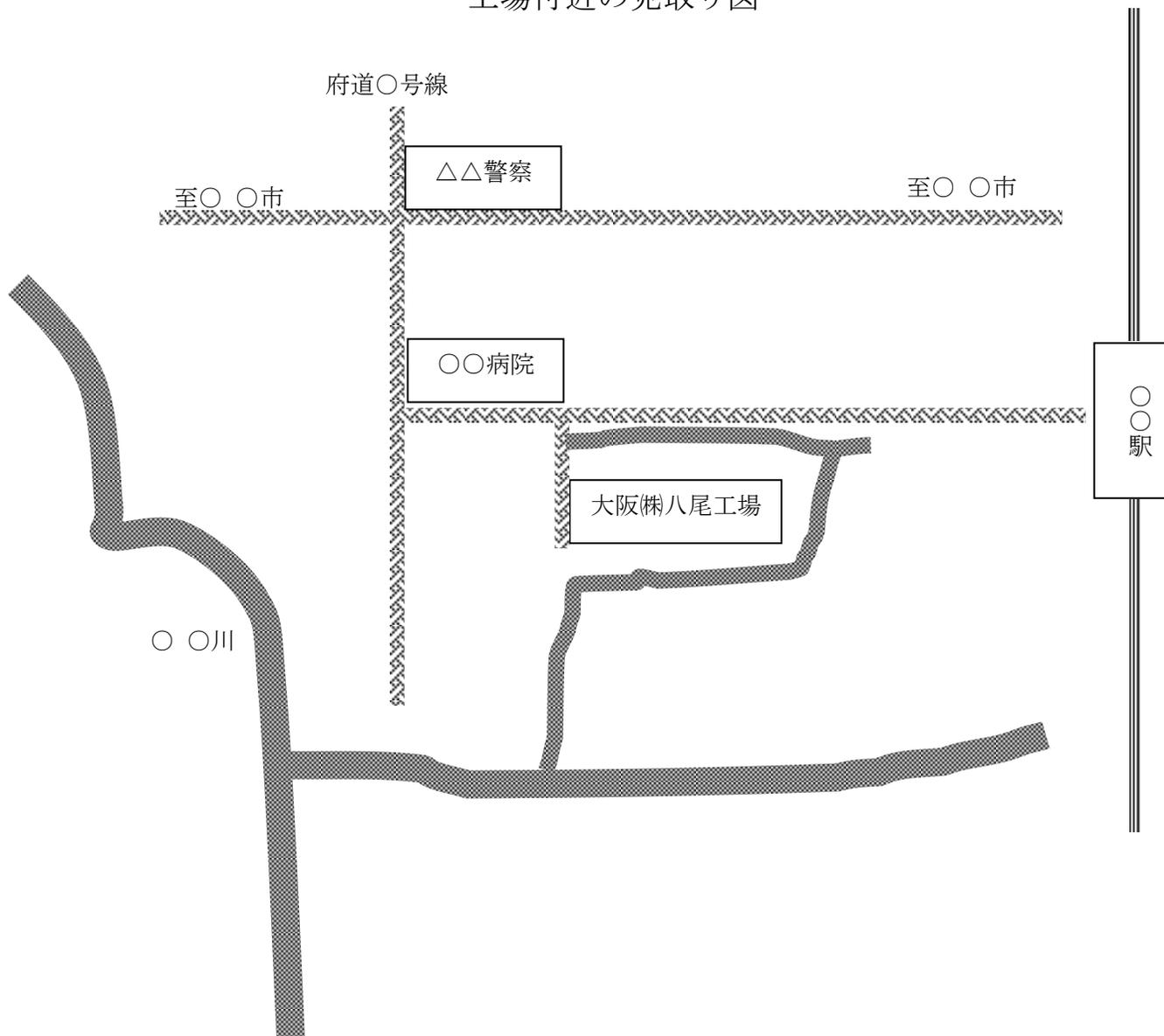
発生箇所 (番号)	種 類	主要成分及び濃度	有害物質	発生 (回収) 量	保管方法	処理・処分の方法
				発生 (回収) 周期		
脱水機	汚泥	銅 △%	なし	△ t / 月	ドラム缶にて保管	産廃処理業者にて委託処分 (〇〇株)
酸洗	廃酸	薬品A ○% 薬品B ○%	なし	○ k g / 月	200ℓ タンクにて保管	同上

備考 1. 発生箇所の欄には、別紙1の「特定施設を含む操業の系統」の番号も記入して下さい。
 2. 保管方法、処理・処分の方法は、できるだけ詳しく記入して下さい。

濃厚廃液調査表の記載方法

発生箇所 (番号)	発生箇所の名称や別紙1の「特定施設を含む操業の系統」の番号を記載すること。
種類	発生する汚泥や廃液の名称を記載すること。(発生箇所も明記すること)
主要成分及び濃度	汚泥や廃液に含まれる主要成分や濃度を記載すること。
有害物質	汚泥や廃液に有害物質が含まれる場合又は含まれるおそれがある場合にその有害物質名を記載すること。ない場合は「なし」と記載すること。
発生(回収)量・周期	発生する汚泥や廃液の発生量及びその周期を記載すること。
保管方法	汚泥や廃液の保管方法を記載すること。(業者へ委託処分している場合は収集に来るまでの保管方法)
処理・処分の方法	処理業者へ委託処分する場合は、その業者名も記載すること。

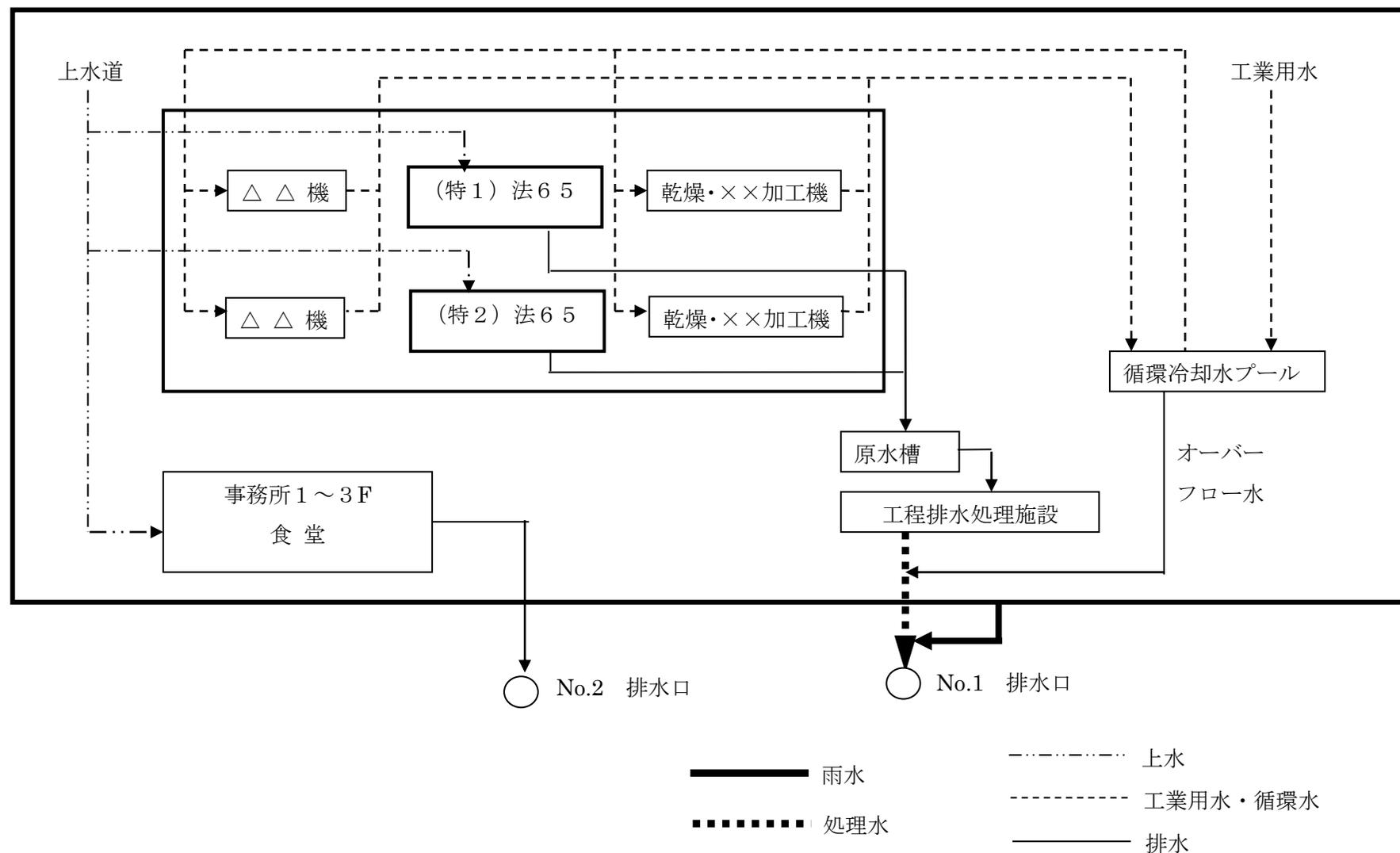
工場付近の見取り図



工場内の建物等の配置図

特定施設、汚水処理施設、主要機械、主要装置の配置図

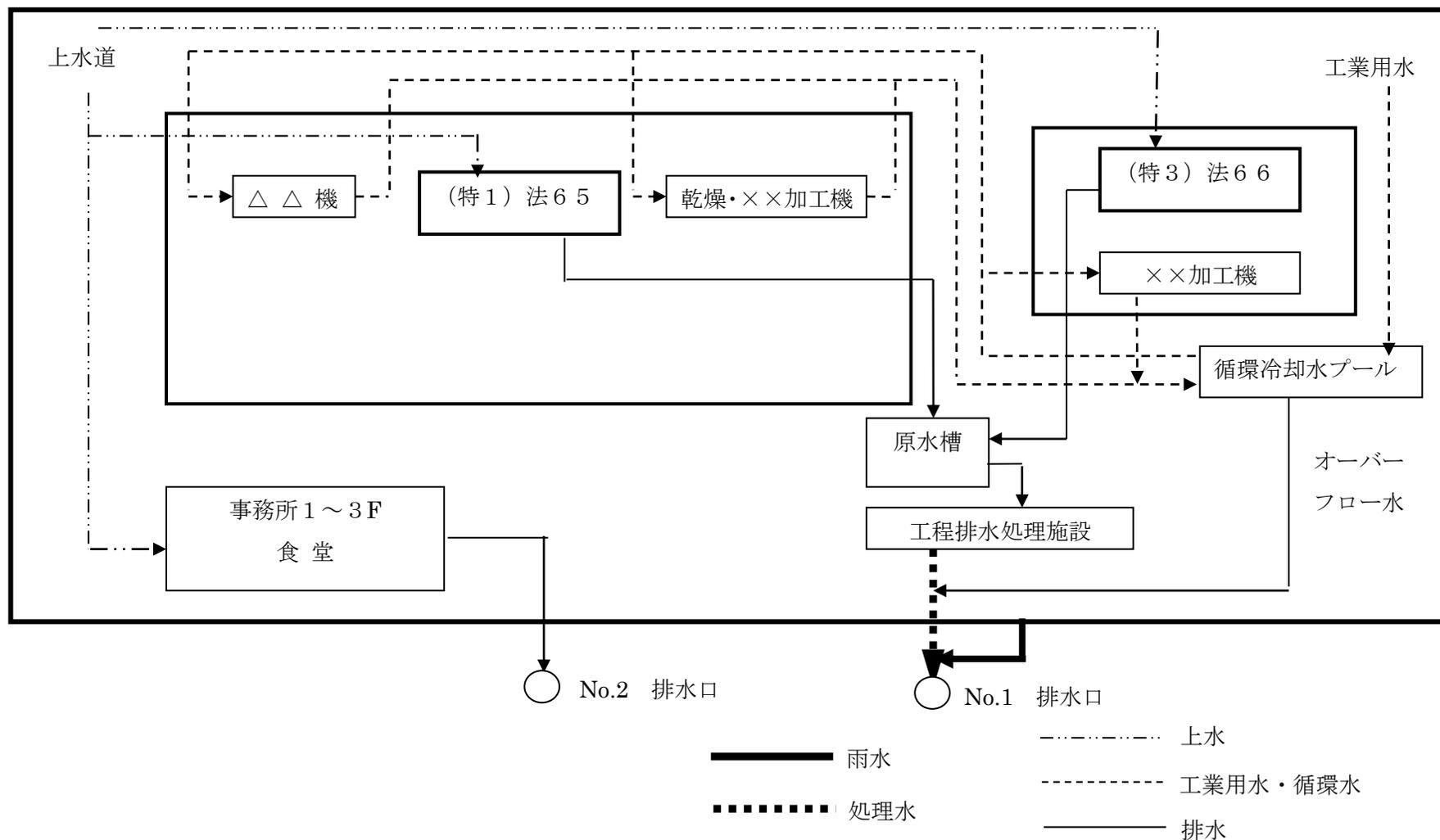
特定施設から汚水処理施設に至る導水経路



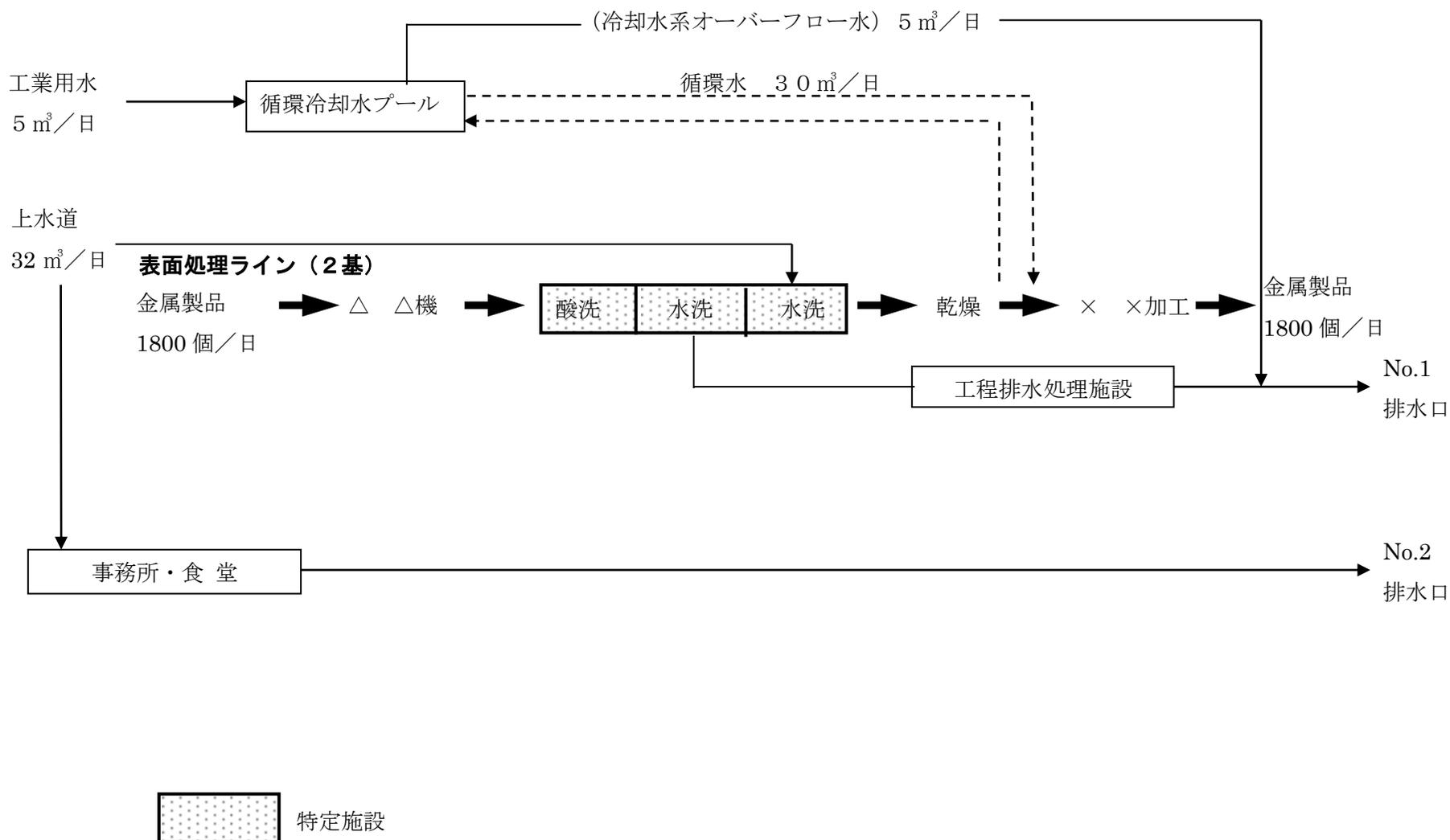
工場内の建物等の配置図

特定施設、污水处理施設、主要機械、主要装置の配置図

特定施設から污水处理施設に至る導水経路

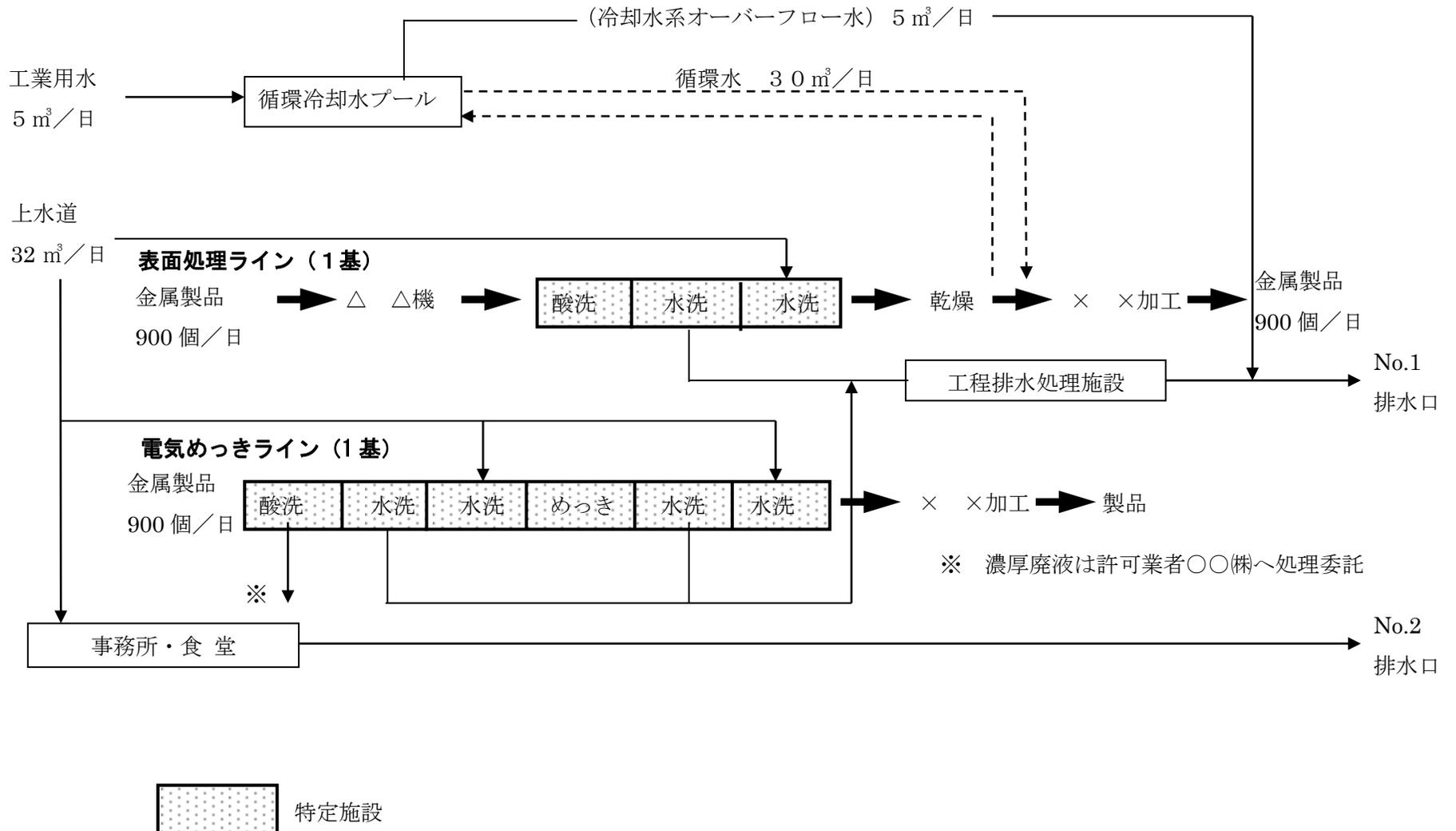


特定施設を含む作業系統図
用水及び排水の系統図



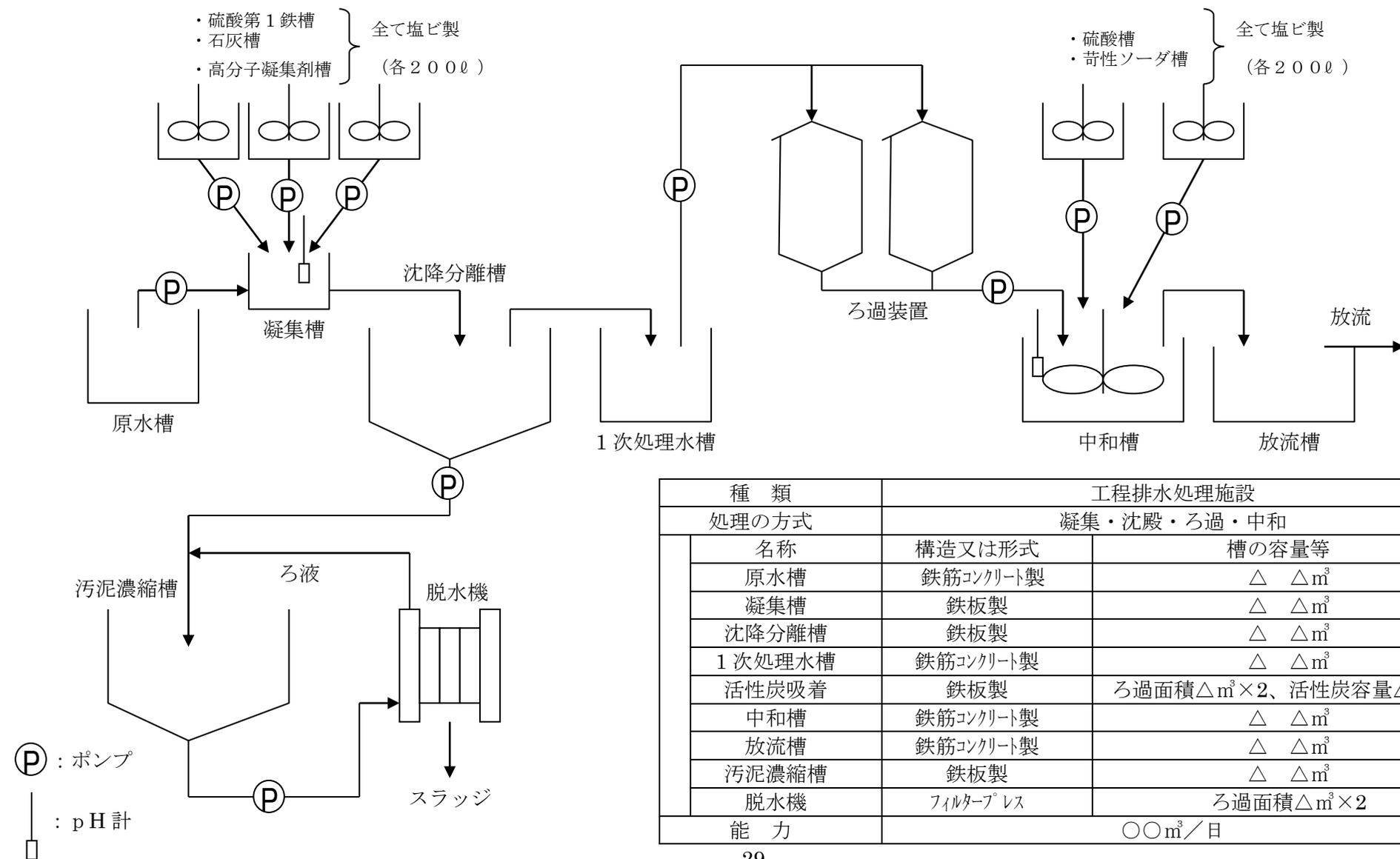
特定施設を含む操業系統図

用水及び排水の系統図



汚水処理施設の構造概要図

(注) 構造図等 (仕様及び設計図書がある場合はそれらの資料) は必ず添付すること



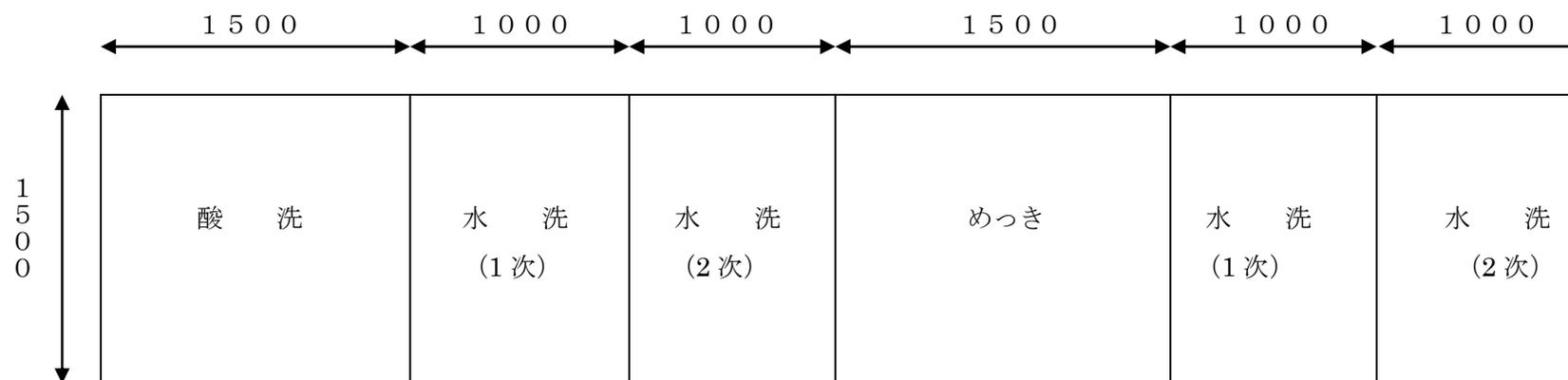
種 類	工程排水処理施設	
処理の方式	凝集・沈殿・ろ過・中和	
名称	構造又は形式	槽の容量等
原水槽	鉄筋コンクリート製	△ △m ³
凝集槽	鉄板製	△ △m ³
沈降分離槽	鉄板製	△ △m ³
1次処理水槽	鉄筋コンクリート製	△ △m ³
活性炭吸着	鉄板製	ろ過面積△m ² ×2、活性炭容量△m ³ ×2
中和槽	鉄筋コンクリート製	△ △m ³
放流槽	鉄筋コンクリート製	△ △m ³
汚泥濃縮槽	鉄板製	△ △m ³
脱水機	フィルタープレス	ろ過面積△m ² ×2
能 力	○○m ³ /日	

特定施設の構造図

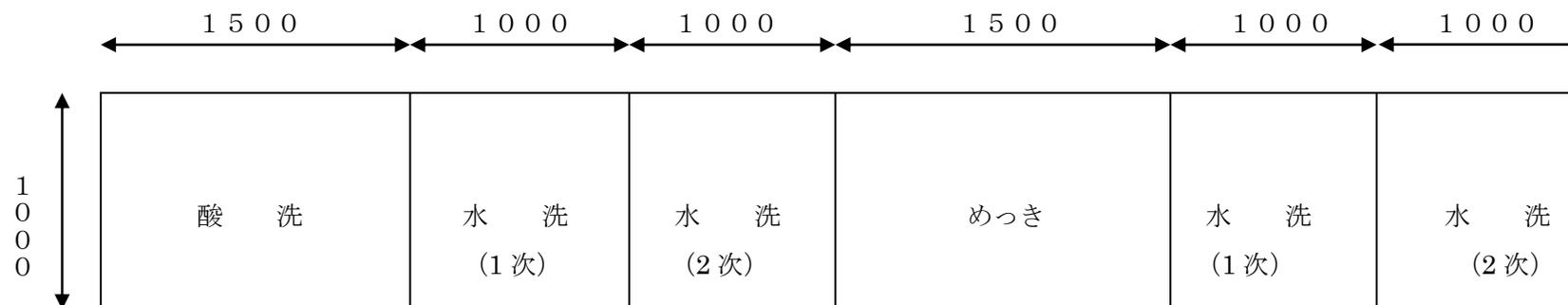
(特3) 電気めっき施設

(単位mm)

平面図



立面図



特定施設の構造図

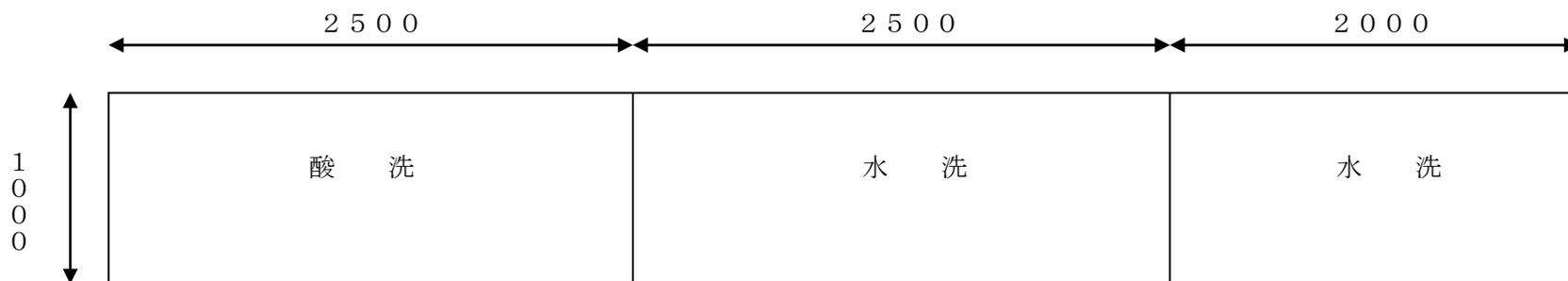
(特2) 酸又はアルカリによる表面処理施設

(単位mm)

平面図



立面図



1. 特定施設一覧表

水質汚濁防止法施行令別表第1(第1条関係)

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 掘さく用の泥水分離施設

1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、

ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用の供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
- ハ ろ過施設
- ニ 分離施設
- ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸りゆう施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設

- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
- ハ 分離施設
- ニ 洗だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設

16 麺類製造業の用に供する湯煮施設

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 湯煮施設
- ハ 洗浄施設

18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 水洗式脱臭施設
- ロ 洗浄施設

19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ まゆ湯煮施設
- ロ 副蚕処理施設
- ハ 原料浸せき施設
- ニ 精練機及び精練そう
- ホ シルクツト機
- ヘ 漂白機及び漂白そう
- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設

20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗毛施設
- ロ 洗化炭施設

21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 湿式紡糸施設
- ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
- ハ 原料回収施設

21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 湿式バーカー
- ロ 接着機洗浄施設

22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 湿式バーカー
- ロ 薬液浸透施設

23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 湿式バーカー
- ハ 碎木機
- ニ 蒸解施設
- ホ 蒸解廃液濃縮施設
- ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設

23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
- ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設

25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 塩水精製施設
- ロ 電解施設

水質汚濁防止法施行令改正により削除 (H29.8.16～)

26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設

28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離器
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 蒸りゆう施設

- ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム・ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置

- 分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸りゆう施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設
 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はア

ルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)

39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

ロ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 石灰づけ施設

ハ 洗浄施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 脱水施設

45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

46 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 水洗施設

ロ ろ過施設

ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設

ニ 廃ガス洗浄施設

47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 動物原料処理施設

ロ ろ過施設

ハ 分離施設

ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)

ホ 廃ガス洗浄施設

48 火薬製造業の用に供する洗浄施設

49 農薬製造業の用に供する混合施設

50 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 脱塩施設

ロ 原油常圧蒸りゆう施設

ハ 脱硫施設

ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設

ホ 潤滑油洗浄施設

51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、
ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造
業の用に供するラテックス成形型洗浄施設

52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に
掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ タンニンづけ施設
- ニ クロム浴施設
- ホ 染色施設

53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施
設であって、次に掲げるもの

- イ 研摩洗浄施設
- ロ 廃ガス洗浄施設

54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、
次に掲げるもの

- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャーブ
ラント

56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用
に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- ニ 脱水施設

59 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げる
もの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設

60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げる
もの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設
- ハ 圧延施設
- ニ 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設

62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次
に掲げるもの

- イ 還元そう
- ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)
- ハ 焼入れ施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- ヘ 湿式集じん施設

63 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製
造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げ
るもの

- イ 焼入れ施設
- ロ 電解式洗浄施設
- ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗び
ん施設

64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施
設であって、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

64の2 水道施設(水道法(昭和32年法律第177
号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水
道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84
号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用
工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをい
う。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるも

の(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めつき施設

66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設

66の4 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66の6 飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69の2 卸売市場(卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

- イ 卸売場
- ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)

70の2 自動車特定整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)

71 自動式車両洗浄施設

71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 焼入れ施設

71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

72 し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1

項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条(抜粋)

1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの

2 (略)

3 汚泥(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)

5 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)

イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの

7 (略)

8 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

9 (略)

10 (略)

11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設

13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設

13の2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。)であって、次

のいずれかに該当するもの

イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの

ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの

14 (略)

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2(第1条関係)

1 硫酸鉛パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸鉛パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設

2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設

3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設

4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設

5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設

6 塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設

7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設

8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設

9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設

10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設

11 ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設

12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

13 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

14 担体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る)によるものを除く)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設

15 廃棄物焼却炉(火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん

施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設

16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設

18 水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設

19 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

17 フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び加熱蒸気反応法によるものに限る)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

八尾市下水道排除基準

令和6年4月1日現在

対象物質 又は項目	対象者	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の使用者						
			特定施設の設置者			その他の使用者 全使用者			
			50m ³ /日以上	30m ³ /日以上	30m ³ /日未満				
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03	0.03	0.03	0.03			
	シアン化合物	〃	1	1	1	1			
	有機燐化合物	〃	1	1	1	1			
	鉛及びその化合物	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	六価クロム	〃	0.2	0.2	0.2	0.2			
	砒素	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	総水銀	〃	0.005	0.005	0.005	0.005			
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと			
	ホリ塩化ビフェニル	〃	0.003	0.003	0.003	0.003			
	トリクロエチレン	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	テトラクロエチレン	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	シクロメタン	〃	0.2	0.2	0.2	0.2			
	四塩化炭素	〃	0.02	0.02	0.02	0.02			
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.04	0.04	0.04	0.04			
	1,1-ジクロロエチレン	〃	1	1	1	1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4	0.4	0.4	0.4			
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	3	3	3	3			
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06	0.06	0.06	0.06			
	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02	0.02	0.02	0.02			
	チウラム	〃	0.06	0.06	0.06	0.06			
	シマジン	〃	0.03	0.03	0.03	0.03			
	チオベンカルブ	〃	0.2	0.2	0.2	0.2			
	ベンゼン	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	セレン	〃	0.1	0.1	0.1	0.1			
	ほう素及びその化合物	〃	10	10	10	10			
ふっ素及びその化合物	〃	8	8	8	8				
1,4-ジオキサン	〃	0.5	0.5	0.5	0.5				
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10	10	10	10				
環境項目等	フェノール類	mg/l	5	5	5	5			
	銅	〃	3	3	3	3			
	亜鉛	〃	2	2	2	2			
	鉄(溶解性)	〃	10	10	10	10			
	マンガン(溶解性)	〃	10	10	10	10			
	全クロム	〃	2	2	2	2			
	水素イオン濃度(pH)	—	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)			
	浮遊物質質量(SS)	〃	600 (300)	600 (300)	600 (300)	600 (300)			
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	〃	5	5	5	5 ^①	4 ^②	3 ^③
		動植物油脂	〃	30	30	30	30	20	10
	温度	℃	45 (40)	45 (40)	45 (40)	45 (40)			
	よう素消費量	mg/l	220	220	220	220			
色	—	支障ないこと	支障ないこと	支障ないこと	支障ないこと				

(備考)

- この表に掲げる水質の内、 内は、下水の排除が禁止され(直罰)、それ以外は、除害施設の設置等が必要な排除基準である。
- 温度、pH、BOD、SSの()内は、製造業又はガス供給業について適用される場合がある。ただし、直罰基準は ()外の数値である。
- ノルマルヘキサン抽出物質については、1000m³/日未満…①、1000~5000m³/日…②、5000m³/日以上…③の排除基準である。ただし、直罰基準は50m³/日以上の特定期間のみ適用される。
- ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者に適用する。